

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 月 22 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 高 松 勝

次のとおり、参加意思確認書の提出について募集します。

1 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が令和 8 年度に発行を予定している政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)の発行にあたり、引受並びに募集の取扱業務を行うものである。

当機構は、令和 8 年度において総額 3,350 億円の発行を予定している政府保証債(10 年債)を安定的かつ確実に発行するため、3 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

公募の結果、3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している引受団の代表者である株式会社みずほ銀行との契約手続に移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社みずほ銀行と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 件名

令和 8 年度政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)引受並びに募集取扱業務

(2) 業務内容

毎月 300 億円程度の政府保証債(10 年債)を安定的かつ確実に発行するために必要な以下の業務

- ①当機構が政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)を発行する都度、その全額につき募集を取り扱い、応募額がその総額に達しない場合は、その残額を引き受けること。
- ②当機構が政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)を発行する都度、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第9条第3項各号に掲げる事項その他の機構債券の募集に関する事項(「発行要項」という。)を、確認書を作成し確認すること。
- ③その他「引受並びに募集取扱契約証書」に記載されている業務

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

金融機関、証券会社で構成された引受団の代表者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ①毎月 300 億円程度、総額 3,350 億円の政府保証債(10 年債)を安定的かつ確実に発行する必要があることを踏まえた引受体制がとれること。
- ②政府保証債として相応しい水準での発行に向けた条件交渉の円滑な取りまとめ、また保証人である財務省理財局との調整ができること。
- ③引受団の構成員との緊密な連携体制の構築と事務遂行ができること。

4 手続等

(1) 担当部局

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島 1-1-2(横浜三井ビルディング)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部資金課 橋本・松本

電話 045-228-5966(直) FAX 045-228-5972

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 1 月 22 日から令和 8 年 2 月 16 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分まで

電子メールによるので、事前に(1)に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出方法

原則郵送(一般書留、簡易書留又はレターパックに限る。)とすること。

やむを得ず持参する場合は、事前にメールにて連絡すること。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び場所

令和 8 年 2 月 17 日(火)必着

※(持参の場合)

令和 8 年 2 月 17 日(火)16 時 00 分まで

場所は(1)と同じ。

(5) 審査結果の通知

①応募要件を満たす者については、その旨を記載した「審査結果通知書」を送付する。

②応募要件を満たさない者に対しては、提案書の提出を要請しないこと及びその理由を記載した「審査結果通知書」を送付する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4 の(1)に同じ。

(3) 企画競争を行う場合の期限は、別途通知する。

以上